

真岡市内で土砂等の埋立て等を計画している皆さまへ

## 規制の強化 令和3年12月16日施行

不適切な土砂等の埋立てを防ぎ、生活環境及び自然環境を保全するため規制の強化を図るため、真岡市土砂等の埋立てによる土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び条例施行規則の一部を改正しました。

### 主な改正点

- ① 栃木県外の土砂等による埋立ての禁止を追加(条例)  
事業に用いることのできる土砂を栃木県内から発生したものに限定しました。
- ② 改良土による埋立ての禁止を追加(条例)  
土砂等(汚泥を含む。)又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理した改良土による埋立てを禁止しました。
- ③ 一時堆積場を経由した土砂等による埋立ての禁止を追加(条例)  
発生場所から直接搬入するものに限定しました。
- ④ 周辺住民への事前説明を追加(条例、規則)  
申請前に周辺住民への事前説明をするよう追加しました。
- ⑤ 安全基準の項目の追加(規則)  
水素イオン濃度(pH)の基準値(5.8 以上 8.6 未満)を追加しました。
- ⑥ 周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な基準を追加(規則)  
施工管理体制、粉じん、騒音及び振動、交通安全対策等の基準を追加しました。

### 問い合わせ先

市民生活部環境課環境対策係

TEL 0285-83-8127

Mail:kankyou@city.moka.lg.jp